附則第三十四項を附則第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

（沖縄地区税関の上席監視官の職務の特例）

37　沖縄地区税関の上席監視官は、第三百七十五条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第三十二項に規定する事務を処理する。

附則第三十三項を附則第三十五項とし、附則第二十七項から附則第三十二項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十六項中「第二百九十九条第二項」を「第二百九十九条第三項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第二十五項中「第二百九十八条第二項」を「第二百九十九条第三項」に改め、同項を附則第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

（税関の監視部上席調査官の職務の特例）

27　上席調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十二項に規定する事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

附則第二十四項の次に次の一項を加える。

（税関の監視部上席監視官の職務の特例）

25　上席監視官は、第二百九十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十項及び附則第二十一項に規定する事務を処理する。

別表第三中部空港の項中「一丁目からセントレア五丁目まで、りんくう町一丁目からりんくう町三丁目まで」を「中部外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）、りんくう町」に改める。

別表第四中部空港税関支署中部外郵出張所の項中「中部空港税関支署中部外郵出張所」を「名古屋税関中部外郵出張所」に改める。

別表第九熊本西の項を次のように改める。

熊本西	中央区	西区	南区　北区

別表第九熊本東の項を次のように改める。

熊本東	東区	東区　上益城郡

別表第九山鹿の項を次のように改める。

山鹿	山鹿市

別表第九宇土の項を次のように改める。

宇土	宇土市	宇土市　宇城市　下益城郡

附　則

1　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第九の改正規定　平成二十四年七月三日

二　第四百五条、第四百五条の二、第四百十条、第四百五十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百七条、第五百八条、第五百八条の二、第五百九条、第五百十六条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十二条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条及び第五百六十八条の改正規定並びに附則第二項の規定　平成二十四年七月十日

2　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「資料情報課、査察審理課」を「査察広域課、資料情報課、査察審理課」に改める。

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　厚生労働大臣　小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者に」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し」を「の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。）」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）」を削る。

（栄養士法施行規則の一部改正）

第三条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「、戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。）」に改め、同条第四項第二号中「、戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。